

副本

令和4年(ワ)第14号 損害賠償請求事件

原告 高野邦夫

被告 国

第1準備書面

令和4年8月31日

広島地方裁判所三次支部民事訴訟係 御中

被告指定代理人

上席訟務官 青山 耕 治 

上席訟務官 中嶋 昌 浩 

訟務官 荒谷 諭 

訟務官 南 和 之 

法務事務官 竹内 大 輔 

法務事務官 吉 賀 あゆみ 

被告は、本準備書面において、訴状記載の請求の原因に対する認否を行い（第1）、事案の経緯等（第2）及び被告の主張（第3）を行う。

なお、本準備書面において定義する略語等については、本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。

第1 請求の原因等に対する認否等

1 請求の原因について

(1) 1について

広島地方裁判所三次支部平成30年（ワ）第19号損害賠償請求事件（以下「別件訴訟」という。）において、原告の請求を棄却するとの判決がされたことは認め、その余については「虚偽事実をねつ造」との記載が、具体的に何を指すか不明であり、認否できない。被告が別件訴訟で偽造の書証を提出したという趣旨であれば、否認ないし争う。

(2) 2について

原告の立証予定であり、認否の限りでない。

2 「請求の内訳」について

知らないし争う。

3 「不法行為構成事実（概要）」について

(1) 「1 齊藤敦裁判官が、国の訟務官等に欺き騙されて行った事実認定」について

別件訴訟の担当裁判官が、齊藤敦裁判官であったことは認め、その余は否認する。

当時の三次区検察庁検察官副検事牛尾昌伸（以下「牛尾検察官」という。なお、庄原区検察庁副検事も併任）が、本件告訴状に加筆・記入した事実はない（乙第1号証）。また、後記第2の7のとおり、被告指定代理人（以下「別件指定代理人」という。）が平成29年6月12日付け告訴状（甲第1号証、以下「本件告訴状」という。）を書証として提出したのは、別件訴訟

の第1審ではなく、その控訴審（広島高等裁判所平成31年（ネ）第54号損害賠償請求控訴事件）である。

(2) 「2」について

別件訴訟の控訴審の判決書において、「控訴人は、平成29年6月12日、広島地方検察庁三次支部を訪れ」と記載されていることは認め、その余は否認する。後記第2の7のとおり、原告の主張する「乙3証の1」は、本件告訴状の写しであり、本件指定代理人が書証として提出したのは別件訴訟の控訴審である。

(3) 「3」について

認否の限りではない。

第2 本件訴訟が提起されるまでの経緯等

- 1 原告は、平成29年6月12日、津田廣雄が、原告の居住敷地内に入り、原告に暴行を加え、傷害を負わせたと主張し、罪名を住居侵入及び傷害として、同日付の本件告訴状（甲第1号証）を、広島地方検察庁三次支部に提出した（以下、上記事件を「別件刑事事件」という。）。
- 2 牛尾検察官は、平成29年12月14日、傷害については略式手続による起訴処分を、住居侵入については不起訴処分をした（以下、上記各処分を併せて「本件処分」という。）。
- 3 牛尾検察官は、原告に対し、平成29年12月14日付けの本件刑事事件の処分通知書（以下「本件通知書」という。）を送付した。
- 4 原告は、平成30年5月28日、別件刑事事件につき、検察官の行為に違法があるなどとして、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償を求める訴訟（別件訴訟）を、広島地方裁判所三次支部に提起した。

なお、別件訴訟における争点は、①捜査や処分の違法（不起訴処分の違法性）、②処分の通知の違法、③告訴状に関する通知懈怠であった。

- 5 広島地方裁判所三次支部は、別件訴訟につき、平成31年1月23日、原告

の請求を棄却するとの判決をした（甲第2号証）。

6 原告は、同判決を不服として平成31年2月5日、広島高等裁判所に控訴した。

7 別件指定代理人は、令和元年6月14日、別件訴訟の控訴審において本件告訴状の写しにつき、書証の申出をした（乙第2号証及び3号証）。

8 広島高等裁判所は、令和元年11月6日、別件訴訟につき、原判決を変更し、原告の主張を一部認容して、通知懈怠の違法を理由に、被控訴人（被告）に対し、慰謝料5000円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる判決をした（被告の上告不受理により確定）。

第3 被告の主張

1 原告の主張の整理

訴状の記載からすれば、原告は、①本件告訴状を提出したのは平成29年6月8日であるのに、牛尾検察官が、日付を恣意的に「12」日と記載したこと、及び②別件指定代理人が本件告訴状を別件訴訟で書証として提出したことが国賠法1条1項の適用上違法であり、上記書証に基づいて、別件訴訟の担当裁判官が誤った事実認定をした結果、原告が敗訴したとして、当該敗訴に伴う精神的苦痛に対する慰謝料（9万9999円）及び別件刑事事件の告訴手続に要した諸費用（1円）を損害として主張しているものと解される。

2 原告の請求は前提事実を誤ったものであること

しかし、前記第1の3(1)及び第2の1のとおり、牛尾検察官が本件告訴状の日付欄に「12」と記載した事実はないから、原告の請求は、前提事実を誤ったものである。

3 原告の主張する違法な行為と損害との間に因果関係がないこと

また、その点をおくとしても、原告の主張する違法行為と損害との間に相当因果関係はない。

すなわち、前記第2のとおり、原告の請求が棄却された別件訴訟の第1審に

においては、本件告訴状は書証として提出されておらず、本件告訴状の日付は争点と関係を有しないから、同告訴状は、別件訴訟の第1審判決における判断の基礎とされていない。このことは、原告も引用する別件訴訟の第1審判決書(甲2号証2ページ)において、「平成29年6月」と判示されるに留まり、具体的な日付が認定されていないことから、明らかである。

したがって、原告が主張する上記①及び②の不法行為と結果(別件訴訟の第1審における敗訴)との間には、条件関係すら認められず、仮に認められたとしても相当因果関係がないことは明らかであるから、その余の原告の主張について詳細に反論するまでもなく、被告に損害賠償責任が生じる余地はないものというべきである。

また、原告の主張を前提としても、原告の主張する違法行為は、本件告訴状の提出後にされたものであるから、同各違法行為によって原告が「別件刑事事件の告訴手続に要した諸費用」の支出を余儀なくされたとはいえない上、前記第2の1のとおり、本件告訴状は、その日付の記載にかかわらず適法に受付されたものであり、原告が「別件刑事事件の告訴手続に要した諸費用」が無駄になったものでもないから、原告が上記費用相当額の損害を被ったとはいえない。

なお、本件告訴状が書証として提出された別件訴訟の控訴審においても同告訴状の日付は争点と関係がない上、主たる争点であった本件告訴状に関する通知懈怠(広島地方検察庁から庄原区検察庁への送付)については、原判決が変更され原告が勝訴しているのであるから、本件告訴状の日付に関して敗訴に伴う精神的苦痛が生じる余地もない。

第4 結語

以上のとおり、原告の被告に対する請求はいずれにしても理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	最初に略称を使用した箇所		備考
		使用書面	ページ	
別件訴訟	広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号損害賠償請求事件	第1準備書面	2	
牛尾検察官	三次区検察庁検察官副検事牛尾昌伸	第1準備書面	2	
別件指定代理人	別件訴訟の被告指定代理人	第1準備書面	2	
本件告訴状	平成29年6月12日付け告訴状	第1準備書面	2	
別件刑事事件	原告が、平成29年6月、本件告訴状を広島地方検察庁三次支部に提出した事件	第1準備書面	3	
本件処分	牛尾検察官が、別件刑事事件について、平成29年12月14日付けで行った処分	第1準備書面	3	
本件通知書	牛尾検察官が、原告に対し、平成29年12月14日付けで送付した本件刑事事件の処分通知書	第1準備書面	3	
国賠法	国家賠償法	第1準備書面	3	